

文京学院大学総合研究所規程

(趣 旨)

第 1 条 学則第 55 条第 2 項に基づき、研究科、学部、学科および専攻に関する学問の研究、本学専任教員の学術に関する研究ならびに本学の教育を支援することを目的として、文京学院大学総合研究所を設置する。

(部 門)

第 2 条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の部門を設ける。

- (1) 本学の大学、大学院の各学問領域にわたる理論的および実践的研究に関する部門（以下「学際的部門」という。）
- (2) 経営学に関する理論的および実践的研究に関する部門（以下「経営学部門」という。）
- (3) 人間学に関する理論的および実践的研究に関する部門（以下「人間学部門」という。）
- (4) 外国語学に関する理論的および実践的研究に関する部門（以下「外国語学部門」という。）
- (5) 保健医療技術学に関する理論的および実践的研究に関する部門（以下「保健医療技術部門」という。）

(活 動)

第 3 条 研究所は、部門ごとに、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 各部門の理論的および実践的研究に関すること。
- (2) 教育・研究業績の発表および刊行に関すること。
- (3) 資料の収集、整理および保存に関すること。
- (4) 教育支援、教育環境整備および地域啓蒙活動（研究所公開講座、相談および治療を含む）に関すること。
- (5) その他目的実現に必要な事項に関すること。
- (6) 前各号の範囲で、部門ごとに内規を設けて、活動を推進することができる。

(所 在)

第 4 条 総合研究所は、主たる所在を本郷キャンパス内に置くものとする。

(組 織)

第 5 条 研究所に所長 1 名を置く。また、副所長 4 名およびそれぞれの部門に研究員を置くことができる。

- 2 各部門のなかで、研究テーマごとに主任研究員 1 名および客員研究員若干名を置くことができる。

(所 長)

第 6 条 所長は、研究所を代表し、その活動を統括する。

- 2 所長は、それぞれの大学院研究科委員長ならびに学部長が推薦する候補者の中から、学長が適任と思われる者を選び、これを任命する。
- 3 所長の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(副所長)

第 7 条 副所長は、所長を補佐し、担当する部門の諸事項を管掌する。

- 2 副所長は、各学部の学部長が務めるものとする。

(主任研究員)

- 第 8 条 主任研究員は、研究所の活動を分担して所管し、その遂行に責任をもって当たる。
- 2 主任研究員は、各研究テーマに 1 名を、運営委員会が推薦し、所長がこれを任命する。
 - 3 主任研究員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究員)

- 第 9 条 研究員は、原則として本学専任教員をもって構成する。
- 2 研究員は、研究所の計画に基づき、研究、調査、教育、その他研究所の活動に関連する業務に従事する。

(客員研究員)

- 第 10 条 客員研究員（「運営委員会」の議を経て、各部門の研究テーマごとに指導員、調査員、研究所講師等の呼称を与えることがある。）は、研究所から付託された特定事項の研究、調査、教育、その他研究所の活動に関連する業務に従事する。
- 2 客員研究員は、本学院が設置する他の学校の専任教職員および本学非常勤教員または外部の研究・教育機関、企業・団体または個人の中から、研究所が特に必要と認めた人材を運営委員会が推薦し、所長がこれを任命する。
 - 3 客員研究員の任期は 1 年（年度の途中で任命する場合は、当該年度の 3 月 31 日まで。）とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

- 第 11 条 研究所に運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(運営委員)

- 第 12 条 運営委員会は、大学院各研究科委員長、各学部長、研究所長をもって組織する。

(審議事項)

- 第 13 条 委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 研究所の基本方針に関する事項
 - (2) 主任研究員および客員研究員の推薦に関する事項および客員研究員の職務に関する事項
 - (3) 活動の計画および研究所の運営に関する重要な事項
 - (4) その他研究所が必要と認める事項
- 2 委員会は、研究所長がこれを招集し、その議長となる。
 - 3 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。
 - 4 委員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
 - 5 委員会は必要に応じて、主任研究員、客員研究員その他必要と認める者を委員会に出席させ発言を求めることができる。

(学術振興委員会)

- 第 14 条 文京学院大学教員の学術を振興するため、学術振興委員会（以下「振興委員会」という）を設置する。
- 2 振興委員会は、研究助成基本規程第 4 条の定めに基づき、研究助成制度の運営業務についても併せて担当する。
 - 3 振興委員会は、理事会の委任に基づく研究助成制度の審議、推進その他の運営については、理事会の定める各助成規程に従い、制度の種類全体の体系と、各関連諸制度の趣旨、相互補完関係を配慮して、公正に運営するものとする。

(振興委員会の組織)

第15条 振興委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 総合研究所運営委員会の運営委員。
 - (2) 各研究科専攻主任および各学部の教務委員長
- 2 振興委員会の委員長は、総合研究所長がこれにあたる。

(振興委員会の任務)

第16条 振興委員会は、次の事項について審議し、推進することを任務とする。

(学内学術研究の推進)

- (1) 共同研究助成制度の運営、共同研究申請の審査、共同研究費配分の査定、各研究の成果の評価と研究成果報告会の開催
- (2) 研究所の企画による共同研究の設定等
- (3) 在外研究員助成制度の運営
- (4) 特別研究者助成制度の運営
- (5) 出版助成制度の運営
- (6) 国内研究者助成制度の運営

(学外学術研究への参加推進)

- (7) 文部科学省「科研費」への応募推進
- (8) 学外研究機関等の研究への参加推進
- (9) 他大学との学術交流・共同研究への参加推進

(対外学術活動の後援)

- (10) 学会発表等の推進
- (11) 学会主催その他学会活動等の後援
- (12) 学内外講師による公開学術講演会の立案・開催
- (13) 文京学院大学研究図書シリーズ等の企画・出版

(その他)

- (14) その他学術振興に関わる諸事項

- 2 本条第1項第1号のうち、研究助成制度の運営については、別に定める各規程によるものとする。
- 3 研究報告会で発表された共同研究論文は、「文京学院大学総合研究所紀要」に掲載し、公表するものとする。

(振興委員会の運営)

第17条 委員長は、振興委員会を招集し、その議長となる。

- 2 振興委員会は、処理案件の発生または、振興委員会委員からの発議により開催する。
- 3 振興委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 議事は、委員の合意を原則とし、合意が成立しない場合は、学長がこれを決するものとする。
- 5 振興委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。
- 6 振興委員会は、学外の関係諸団体または個人より、本学の個人または共同で行われる特定の研究に対して研究助成の申し出があった場合には、これを審議し受入が認められたときは、学長の承認を得るものとする。

(庶務)

第18条 委員会に関する事務は、総合研究所事務担当が行う。

(改正)

第19条 本規程の改正は、大学院各研究科委員会および各学部教授会の議を経て理事会が決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度予算の策定については、この規程にかかわらず4月以降に行う。
- 3 従前の共同研究助成規程は、本研究所に移管する。
- 4 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 9 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 10 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 11 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 12 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 13 この規程は、令和4年4月1日から施行する。